

特集《北米の知財》

日本国特許庁と米国特許商標庁との 二庁間関係について

特許庁総務部国際政策課・国際協力課

袴田 知弘、庄司 美和、平田 哲也、浅野 裕之

要 約

日本国特許庁（JPO）と米国特許商標庁（USPTO）との交流の歴史は古く、我が国の特許制度の草創期にまで遡ることができます。その後の長い年月を経て、現在では米国は我が国にとって極めて重要な貿易相手国となり、また、我が国の居住者が最も多く外国特許出願を行っている国となっています。1980年代以降、両庁間の交流は本格化し、さまざまな活動がなされてきました。本稿では、JPOとUSPTOとの交流の歴史を振り返るとともに、特許、商標、意匠の各分野における両庁間の取組を、現地駐在員の声も交えつつ紹介します。

目次

1. はじめに
2. 知財を巡る日米の歴史
 2. 1 米国特許商標庁と日本の特許制度の幕開け
 2. 2 日本国特許庁と米国特許商標庁との協力の始まり
 2. 3 1980～90年代の日米間の知財に関する交渉
 2. 4 2000年以降
3. 日米特許庁間の協力（特許分野）
 3. 1 二庁間の取組
 3. 2 三極特許庁の枠組みを通じた協力
 3. 3 五庁（IP5）の枠組みを通じた協力
4. 日米特許庁間の協力（商標分野）
 4. 1 商標分野における協力のあゆみ
 4. 2 商標五庁（TM5）の枠組みを通じた協力
5. 日米特許庁間の協力（意匠分野）
 5. 1 二庁間の取組
 5. 2 意匠五庁（ID5）の枠組みを通じた協力
6. おわりに

1. はじめに

日本国特許庁（JPO）は、我が国の特許制度、実用新案制度、意匠制度、商標制度を所管していますが、他国の知財制度を担当する政府機関とも積極的に交流を続けてきています。その中でも特に長い協力の歴史を有する相手が米国特許商標庁（USPTO）です。

米国商務省の調べによれば、日本からの対米直接投資残高は年々増加し、2020年末では日本の対外投資残高全体の30%に相当する61.1兆円に達しています。こうした数字にも表れているとおり、日本にとって米国が極めて重要度の高い貿易相手国であることは言うまでもありません。そして、日本の居住者が外国への特許出願を最も多く行っているのが米国であり、また、米国にとって外国からの特許出願のうち最も多くの件数が日本の居住者によってなされています。このような状況を踏まえると、JPOにとって、USPTOとの関係を維持・発展させていく

ことは、我が国の知財制度ユーザーのためにも必要不可欠なことといえます。

本稿では、その JPO と USPTO との関わりについて概観していきたいと思います。

2. 知財を巡る日米の歴史

この章では、JPO と USPTO との交流の歴史を、両国における特許制度の草創期まで遡って振り返ってみたいと思います。

2. 1 米国及び日本における特許制度の幕開け

米国は、憲法において発明者の権利保護に言及している稀有な国です。1787年に作成され、1788年に発効した合衆国憲法の第1章第8条第8項（Article I Section 8 Clause 8）では、連邦議会が発明者に対して発明の独占権を保障する権限を有する旨が定められています。1790年には初めての特許法が成立し、特許の付与業務が開始されました。このとき、アメリカ独立宣言の主要な執筆者として有名なトーマス・ジェファーソン国務長官（当時）を含む3人のメンバーが、特許付与業務を行っていたそうです。

しかしながら、USPTOのウェブサイト上の説明によれば、同庁が誕生したのは1802年とされています。これは、1802年6月1日に初めてフルタイムで特許業務に携わる政府職員が誕生したことが理由となっています。このとき特許付与業務の担当となった人物がウィリアム・ソントンであり、彼はUSPTOの初代長官と位置付けられています。実際に独立した機関として特許庁（Patent Office）が発足したのは1836年のことであり、このとき同庁は国務省（the Department of State）に属していました。その後、特許庁は1849年に内務省（Department of the Interior）に移管、さらに1925年には商務省に移管され、そして1975年に特許商標庁（Patent and Trademark Office）と改称されるに至ります。

日本人が初めて公式に米国の特許庁を訪問したのは、万延元年（1860年）のこととなります。この年、新見豊前守を正使とする遣米使節団が、日米修好通商条約の発効時期を遅らせるために米国と批准書を交換することと親善とを目的として渡米し、同年5月17日にブカナン大統領に謁見、22日に国務省で批准書を交換しています。同使節団は、同月21日に特許庁を訪れていたそうです。その後明治4年（1871年）には岩倉具視を特命全権大使とする使節団が特許庁を訪問しています。

また、実質的に我が国初の特許法に当たる「専売特許条例」（明治18年（1885年）7月1日施行）の成立に大きく貢献し、専売特許所所長（現在の特許庁長官）に任ぜられた高橋是清が、明治18年11月から1年にわたる海外特許庁視察の出張を行う中で米国特許庁を訪れました。彼は1886年の初旬から3月まで米国特許庁に足繫く通い、我が国に特許制度を導入するための様々な知見を習得したようです。高橋是清自伝（上）（中央公論社）の中の記載が興味深いので、そのまま引用したいと思います。

「私は連日特許院に登院して書記長ズリー氏の懇切な指導を受けた。ズリー氏はまず特許院の組織について説明した後、経理部、出願部、審査部、製図部、審判部長室、図書館、模型室等を順次案内して各部局の連絡系統を明らかにし、かつ各部局を訪うごとにその要務の人々に紹介してくれた。

…（中略）…

内務卿は私の便宜のために、特に特許院自由参入券を交付してくれたので、その後は各部局にも自由に出入りして、帳簿の付け方、絵図面の取扱い方、書類の整理方法等を詳しく習得した。また石版部の主任ピーター氏について石版術の説明を聴き、その発達の順序を示した見本を貰った。

…（中略）…

右のごとく特許院ではもっぱら実地について懇切なる指導を受けた。しかしなお残されたる疑問については、宿に帰ってよく推敲の上、一々これを簡条書として書状で特許院長モンゴメリー氏、同書記長ズリー氏、ニューヨークの弁護士ブリズン氏らに問い質した。」

このように見てみますと、日本の特許制度が、その草創期において米国の制度から実に多くのことを学んでいたことが伺えます。

2. 2 日本国特許庁と米国特許商標庁との協力の始まり

JPO と USPTO との間で協力的な取組が本格化したのは、1980 年代のこととなります。1983 年 1 月に USPTO のモシンホフ長官が JPO を訪問、同年 10 月には欧州特許庁（EPO）を交え第 1 回三極特許庁長官会合が開催されました。当時、日米欧の三極特許庁が受け付ける特許出願件数は世界全体の約 8 割に相当しました。三庁とも膨大な出願処理や特許情報の有効活用といった共通の課題を有していたため、これらの課題を解決することを目的として、この三極の枠組みが立ち上げられることとなったのです。以後、三極特許庁の間では原則として年 1 回の長官会合が続けられることとなりました。この協力は現在までも続いており、2022 年 11 月には第 40 回三極長官会合（後述（3.2））が開催されるに至っています。

2. 3 1980～90 年代の日米間の知財に関する交渉

一方で、1980 年代は日米貿易摩擦が大きな問題となっていた時期でもありました。そのような社会事情を背景として、米国内で日本の知財制度が問題視される状況が生じました。米国通商代表（USTR）によるスペシャル 301 条報告書において、日本は 1989 年から監視国に認定され、1994 年にはリバースエンジニアリング問題等を理由として優先監視国に格上げされました。

そうした中、1989 年～1990 年に行われた日米構造協議や、1993 年以降に開催された日米包括経済協議の中で、知的財産に関する問題も扱われることとなり、日米特許庁が当該交渉を担当しました。それぞれの国の特許制度が有する問題点について、互いに改善を要求する交渉が重ねられたのです。その結果、1994 年 1 月の日米特許庁間の「共通の理解」（第 1 パッケージ）と、同年 8 月の第 2 パッケージとからなる合意が形成され、両国の制度は大きく改善されることとなりました。米国においては、特許の権利期間の定めが改められることとなり、いわゆるサブマリン特許問題が完全に解消されるに至ったほか、早期公開制度の導入、再審査制度の改善、強制実施権の運用の改善、がなされることとなりました。他方で日本においては、英語出願の受付のほか、付与前異議制度の付与後異議制度への変更、早期審査制度の運用改善、強制実施権の運用の改善、がなされることとなりました。

2. 4 2000 年以降

JPO と USPTO とは、2000 年以降も様々な協力を続けてきました。両庁間の協力事業の中で最も特筆すべきものの 1 つとしては、例えば 2006 年に開始された日米特許審査ハイウェイ（PPH; Patent Prosecution Highway）（後述（3.1））が挙げられるかと思えます。

また、2007 年 5 月には、これまで三極特許庁の枠組みを通じて協力を実施してきた日米欧の特許庁に加え、さらに中国・韓国の特許庁が加わった五庁（IP5）の取組（後述（3.3））が開始されるに至っています。

さらに、特許以外の分野における協力に目を向けてみると、2001 年 5 月に日米に加え欧州共同体商標意匠庁（OHIM、現在の欧州連合知的財産庁（EUIPO））を加えた商標三極会合を開始した等、日米は様々な枠組みを通じて協力を実施してきました。

コラム：現地駐在の声（JETRO ニューヨーク事務所知的財産部 石原部長、福岡副部長）

JETRO ニューヨーク事務所の石原・福岡です。特許庁の米国駐在員として活動しています。活動内容は JPO と USPTO とで進めている様々な協力について現地で調整したり、USPTO の施策や連邦議会の動向に関する情報を収集して発信したりすることなどです。

米国で事業を展開する日本企業をサポートすることも大切な役割です。その活動のひとつである USPTO と米国知財制度を利用する日本ユーザーとの年次会合について紹介します。

この会合は米国に特許出願等をしている日本企業や代理人などの日本ユーザーと USPTO とで意見交換を行う会合です。会合は米国出願の海外最大ユーザーである日本ユーザー側が提案し実現したもので、JETRO ニューヨーク事務所知的財産部および知的

財産研究所ワシントン事務所を事務局として2015年に創設され、IP-PAC (Intellectual Property Partnership Conference) と名付けられました。第1回のIP-PACをアレクサンドリアのUSPTO本庁舎にて開催し、翌年以降も毎年開催しています。2020年以降は新型コロナウイルスの感染拡大により対面での開催が叶わなくなりましたが、オンラインにて会合を継続しています。2022年も12月14日にオンライン会合を開催し、USPTOにおける審査の運用や審査の質について意見交換を行いました。

IP-PACの開催にあたっては日本弁理士会の国際活動センターにご協力いただいています。同センターからUSPTOに対して審査運用の分析結果や審査の質に関するアンケート結果などを紹介していただき、具体的で充実した議論がされています。開催日には日本弁理士会会長および副会長にもご参加いただいています。USPTOからも特許審判部の首席審判長が参加するなど、ハイレベルも含めて日本の知財ユーザーが日々の業務の中で感じている疑問や要望、改善策の提案をUSPTOに直接伝える場として活用されています。

今後もIP-PACをはじめとする様々な活動を通じて、米国で事業を展開する日本企業や米国で出願を行う日本ユーザーをサポートしていきたいと思えます。弊所で発信している米国知財情報や開催しているセミナーにご関心のある方は弊所知財部のホームページも是非ご覧ください。



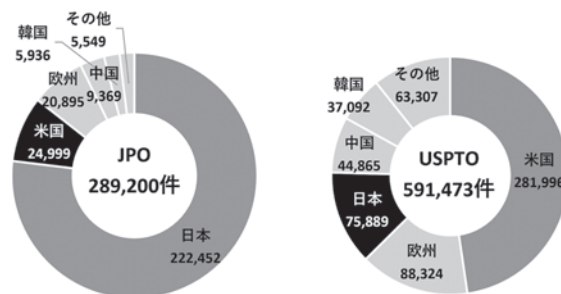
(JETRO ニューヨーク事務所 石原部長 (右)、福岡副部長 (左))

3. 日米特許庁間の協力 (特許分野)

前章では、日米特許庁間の交流の歴史について振り返りましたが、この章では、特に特許分野における協力について、現時点 (2023年) まで継続している取組を中心に見ていきたいと思えます。

3. 1 二庁間の取組

2021年の日本居住者による米国への特許出願件数は75,889件、米国居住者による日本への特許出願件数は24,999件であり (図1)、両国は互いに最大数の出願人が居住する国となっています。この重要性に鑑み、JPOとUSPTOとは継続して先進的な協力関係を模索してきました。



出典：五庁統計報告書2021年版 ※欧州は欧州特許条約 (EPC) 加盟国の合計

図1 2021年の日米における特許出願状況

特に波及効果の大きかった取組として、特許審査ハイウェイ (PPH) が挙げられると思えます。PPHは、2006年7月に日米間で世界初の試みとして開始された取組であり、特許庁間の取り決めに基づき、第1庁 (先行庁) で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁 (後続庁) において簡易な手続で早期審査が受けられるようにするというものです。これにより、出願人の早期権利化が容易になるとともに、各特

許庁にとっては第1庁（先行庁）の先行技術調査と審査結果の利用が促され、審査の負担軽減や質の向上が期待できます。PPHは、後々日米以外にも様々な国の特許庁間で開始され、現在では54もの庁がPPHを実施するに至っています（2022年12月時点）。これはまさに、JPOとUSPTOとの協力が、世界の知財庁による国際協力の在り方をリードした好例と言えるでしょう。

PPHと同様に日米間において世界で初めて開始された取組として、日米協働調査試行プログラム（CSP; Collaborative Search Pilot Program、以下「日米協働調査」という。）があります（図2）。これは、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が、早期かつ同時期に最初の審査結果を送付する取組です。この取組を利用するメリットとしては、審査・権利取得の時期に関する予見性が向上すること、両庁における最初の審査結果において判断が一致する可能性が高まることによってこれらに対する応答の負担が減少すること、USPTOへの情報開示陳述書（IDS; Information Disclosure Statement）提出の負担が軽減すること、等が挙げられます。この取組は2015年8月に試行プログラムとして第1期（2年間）が開始され、第2期（2017年11月から3年間）を経て、現在は第3期（2024年10月31日まで）を実施しています。日米協働調査では、日米両庁が協力しながら、要件緩和等のユーザーへの利便性向上のための検討や、同制度の普及活動を続けています。特に、2022年11月には、日米両庁で利用が可能な統一申請書を導入し、申請手続の簡素化を実現しました。これまでは日米協働調査に参加するには日米の両庁に申請書を提出する必要があり、ユーザーからは手続の簡素化の要望がありました。この統一申請書の利用により、いずれか一方の庁のみに提出するだけで、日米協働調査に参加することが可能となりました。これにより、より多くの日米協働調査の申請がなされることが期待されます。

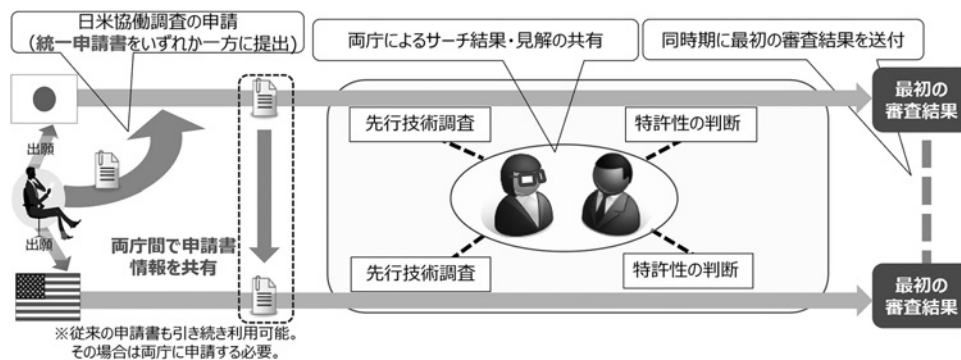


図2 日米協働調査試行プログラム（CSP）概要

3. 2 三極特許庁の枠組みを通じた協力

日米欧の三極特許庁による協力は、上述（2.2）のとおり1983年に開始された後、年1回の長官会合を軸として現在までも連続と続いており、2022年11月には第40回三極長官会合が開催されるに至っています。日米両庁は、この枠組みを通じて様々な取組を進めてきました。

三極特許庁による取組の成果の中でも特に意義の深かったものの1つとして、三極ネットワーク（TriNet）が挙げられます。これは1997年11月の三極特許庁会合での合意に基づいて1998年に開通されたもので、三極特許庁間を結ぶ通信回線による、セキュリティの極めて高いネットワークです。これは、優先権書類の電子的交換の基礎となったほか、各庁の特許審査情報を相互に各庁の審査官へ提供するドシエ・アクセス・システム（2006年～）が構築される基礎ともなりました。

また、2007年には、三極いずれの特許庁にも共通して特許出願することのできる明細書等（明細書、特許請求の範囲、要約書及び図面）の共通の様式である共通出願様式（CAF; Common Application Format）が合意され、2009年からCAFによる出願の受付が開始されました。CAFは2008年に国際特許出願（PCT）の明細書の様式に関するWIPO標準としても採用されました。

2020年・2021年には、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、対面での会合開催が難しい時期を迎えましたが、三極特許庁はこの間もオンライン会議形式によって引き続き会合を重ねています。2022年3月には、JPOの呼びかけにより、カーボンニュートラル社会の実現に向けて知財制度がどのように貢献できるかを議論するため、

「三極知財・環境問題シンポジウム」がオンライン形式で開催されました。そして2022年11月には、実に第40回となる三極特許庁長官会合が、米国ノースカロライナ州ダーラムにおいて対面で開催されるに至っています（写真1）。



写真1 第40回三極特許庁長官会合の様子

3. 3 五庁（IP5）の枠組みを通じた協力

2007年、三極特許庁に中国国家知識産権局（SIPO、現在のCNIPA）及び韓国特許庁（KIPO）を加えた5つの特許庁により、五庁（IP5）の枠組みが創設されました。JPOとUSPTOとは、二庁間の取組や、三極特許庁による取組に加えて、IP5の枠組みにおいても協力を進めていくこととなりました。

IP5による取組の成果としては、ワン・ポータル・ドシエ（OPD）が重要と考えられます。これは三極間で実現していたドシエ・アクセス・システムを五庁に拡張したものです。単に参加庁が増えただけでなく機能も改善されており、各庁の審査官は、五庁の中のいずれかの庁における出願番号を入力するだけで、五庁における全てのファミリー出願の審査状況を一覧のもとに参照できるようになりました。そして2016年7月には、このシステムがインターネットを通じて一般ユーザーにも利用可能となりました。なお、このシステムのユーザーインターフェースは各庁が独自に開発しており、JPOではワン・ポータル・ドシエと呼んでいますが、USPTOは同様のシステムをグローバル・ドシエ（Global Dossier）と呼んでいます。

そのほか、2014年1月から五庁間での特許審査ハイウェイ（PPH）が開始され、2021年6月には新技術・AI分野の協力に関する作業ロードマップに合意する等、五庁間では現在も様々な分野における協力が推進されています。2022年6月には、第15回五庁長官会合がオンライン開催されました（写真2）。



写真2 第15回五庁長官会合の様子（左上から順に、カンピーノス長官（EPO）、岩崎技監、森長官、イ庁長（KIPO）、申局長（CNIPA）、ヴィダル長官（USPTO）、ヨルゲンセン事務局次長（WIPO））

4. 日米特許庁間の協力（商標分野）

4. 1 商標分野における協力のあゆみ

本章では、商標分野における協力について見ていきます。経済のグローバル化が進み企業間の競争が国際的にも

激しさを増す中で、高い価値を有する国際的なブランドの確立及び保護のため、商標権の活用がますます重要になっています。企業の国際展開を支援するためには、世界各国で安定した商標権を速やかに取得でき、適切に保護されるような環境を整えることが不可欠です。

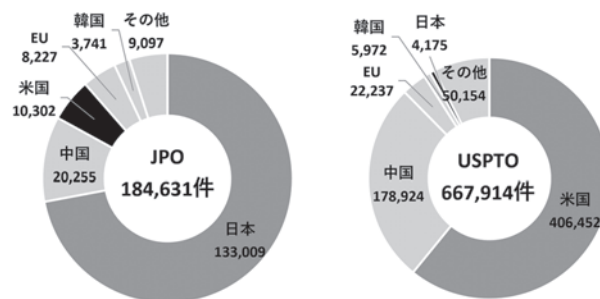
そのような状況を踏まえ、商標分野においては、前述のとおり、2001年5月以来、JPO、USPTO、OHIM（現、EUIPO）の三庁における協力（商標三極）を推進してきました。2011年12月には、商標三極に、韓国特許庁（KIPO）及び中国国家工商行政管理総局（SAIC）（現、中国国家知識産権局（CNIPA））を加えた商標五庁（TM5）の新たな枠組みが創設され、一層の国際協力を推し進めています。

このように、商標分野における日米の協力は、主にTM5でのマルチの場を通じて推進しています。

他方、日米二国間における交流も行われています。研修事業に目を向けると、両国間では、米国の連邦法であるマイク・マンズフィールド・フェロースHIP法（平成6年（1994年）4月に成立）に基づき、日米両国の協力関係の推進に資するよう、連邦政府の行政府、立法府、司法府の職員に対し日本政府内における研修の機会を与えることを目的とする「マンズフィールド研修」が毎年実施されています。JPOは、マンズフィールド研修の研修員として、USPTOの商標弁護士を、2021年9月～12月、2022年2月～4月の期間で受け入れました。USPTOの研修員は、商標の指定商品及び指定役務に関する類似群コードの仮付与作業の補助などの商標審査周辺の業務や、米国をはじめ各国の政策調査などの国際商標政策業務に取り組んでいただくと同時に、米国商標法の法律・運用・使用状況、及び、USPTOの施策全般に関する事項について、JPOのみならず多くの日本の知財関係機関に対し、セミナー・会合を通じて的確な情報を提供するなど、当該研修は両庁の貴重な交流の場となりました。また、コロナ禍前となりますが、JPOからは、商標審査官が、USPTOにおける1～2週間程度の研修プログラムに参加し、USPTOにおける「審査の流れ」、「商標の検索手法」、「商品役務等に係る審査手法」などについて学ぶとともに、JPOの審査手法等をプログラムの参加者に説明するなど、両庁の商標制度や審査運用等への理解促進を図る機会もありました。

このように、商標分野において、両庁は、研修の機会を捉えて相互に交流を図っています。

また、日米の統計については、2021年における日本居住者による米国への商標登録出願件数は4,175件、米国居住者による日本への商標登録出願件数は10,302件となっており（図3）、日米の経済関係を反映し、毎年一定数の商標登録出願が両国間でなされています。



出典：TM5 Statistics 2021

図3 2021年の日米における商標登録出願状況

4. 2 商標五庁（TM5）の枠組みを通じた協力

TM5は、商標制度及びその実務に関する国際的な連携を強化・推進するための協力枠組みであり、五庁間で合意された取組をプロジェクト化して協力を推進しています。

ベルギー・ブリュッセルで開催された2022年10月の年次会合は、TM5が10周年を迎えた記念すべき会合となりました（写真3）。今後のTM5の目標を採択するとともに、各庁の最新状況の共有や、16の協力プロジェクト及び1つの新規提案プロジェクトについて、成果を含む進捗状況の報告と今後の進め方などに関する活発な議論がなされました。また、TM5のプロジェクト・活動に関するディスカッション等を通して、ユーザーとの意見交換（写真4）を実施しました。なお、当該会合の成果は、TM5ウェブサイトにて公開しています（<http://tmfive.org/annual-conference/>）。



写真3 第11回 TM5 年次会合に現地参加した、左から、野村審査業務部長、アーシャンポー長官 (EUIPO)、タン事務局長 (世界知的所有権機関 (WIPO))、グーダー商標局長 (USPTO)



写真4 ユーザーとの意見交換 (ユーザーセッション) の様子

現在、JPO、USPTO のそれぞれがリードするプロジェクトは7つに上り、いずれも両庁が緊密に協力して実施しています。以下に日米各庁がリードする代表的なプロジェクトをご紹介します。

(1) 悪意の商標出願プロジェクト (リード庁：JPO)

第三者が他人の有名な商標について不正に権利を取得しようとするような、悪意のある商標出願に対処するため、各庁の関連する法律・制度などについて情報交換を行うプロジェクトです。

プロジェクトにおける成果物として、各国・地域における悪意の商標出願に関する審決・判決例を掲載した事例集や、TM5 各庁の関連する法律・制度などをまとめた報告書、商標ユーザーを対象とした漫画形式による各庁制度の紹介冊子 (図4) などを作成しています。また、こうした取組を、TM5 以外の知財庁にも広める活動も継続して行っています。悪意の商標出願に関する啓発セミナー (写真5) も実施しており、2023年2月には、フィリピン知財庁 (IPOP HL) の商標審査官や職員を対象に、セミナーを開催しました。

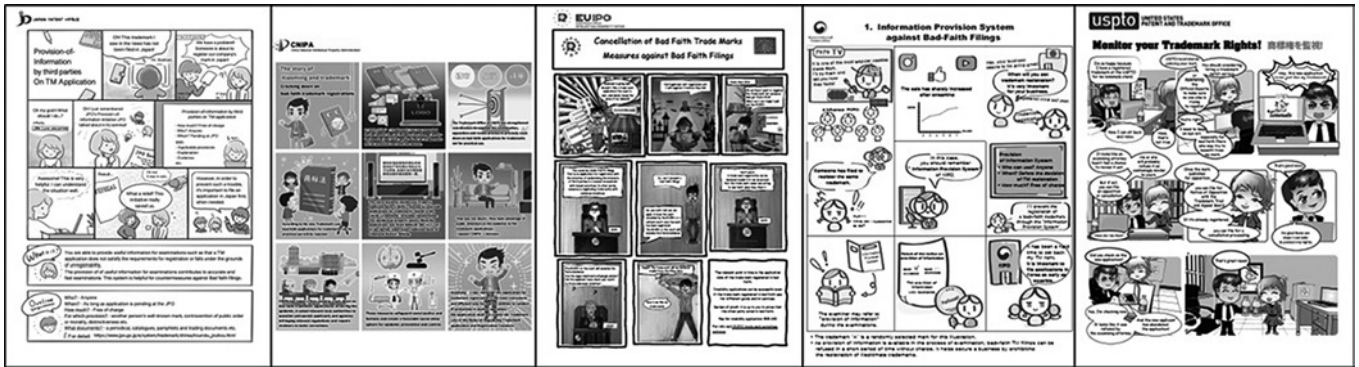


図4 漫画形式による各庁制度の紹介冊子（左端が JPO、右端が USPTO のもの）



写真5 過去に開催した悪意の商標出願に関する啓発セミナーの様子

(2) ユーザー参画プロジェクト（リード庁：JPO・EUIPO）

TM5の活動について商標ユーザーの参画を図るプロジェクトであり、JPOとEUIPOが共同でリードするプロジェクトです。

このプロジェクトでは、国際商標協会（INTA）年次総会の場において、「ジョイントワークショップ」を開催しており、ここでは、各年毎に定めるテーマに沿ってTM5各庁がプレゼンテーションを行い、情報発信を行うとともに、ユーザーと質疑応答や意見交換を行っています。2023年5月にシンガポールで開催する次回ワークショップは、「TM5各庁における商標の使用証明」をテーマに行う予定です。興味のある方は是非ご参加いただけますようお願いいたします。

(3) IDリストプロジェクト（リード庁：USPTO）

TM5各庁が受け入れる商品・役務の表示を蓄積するプロジェクトであり、USPTOが精力的に取り組んでいるプロジェクトです。

2022年10月時点で22,406件の表示が蓄積されています。昨年は役務の表示を増やす取組を五庁で協力して行いました。今後も各庁ユーザーの利便性を高めるべく、TM5各庁が受け入れる商品・役務の表示を増やしていきます。

(4) 共通ステータスプロジェクト（リード庁：USPTO）

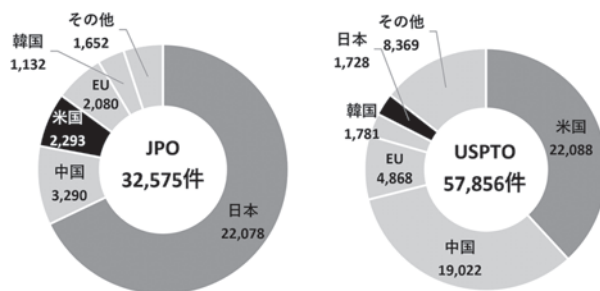
商標出願や商標登録が現在どのような状態（例：「出願中」「登録済かつ有効に存続」等）なのか、一目で判別しやすい方法で表示するというプロジェクトです。TM5各庁では商標情報を提供するウェブサイト等で既の実施していますが、近時ではTM5以外の知財庁として初めて、カナダ知財庁がこの取組に参加しました。また、WIPOがこの取組をもとに、Madrid Monitorにおいて、国際登録の状態を表示するアイコンを導入しました。今後ともTM5以外の知財庁に参加を呼びかけていきます。

このように、JPOとUSPTOは、商標制度及びその実務に関する国際的な連携を緊密に行っています。

5. 日米特許庁間の協力（意匠分野）

5. 1 二庁間の取組

本章では、意匠分野における協力について見ていきます。日本と米国は、共に新規性等の実体審査を全出願に対して行っており、優れた意匠を確実にかつ安定的に保護するための共通点を多く有する国です。また、意匠を国際的に保護することの重要性が高まる中、両国は偶然にも同じ2015年5月13日にハーグ協定のジュネーブ改正協定に加盟し、ユーザーが両国で意匠権を取得したい場合の出願方法に新たな選択肢が加わりました。統計に目を向けると、2021年における米国居住者によるJPOへの意匠登録出願件数は2,293件、日本居住者によるUSPTOへの意匠登録出願件数は1,781件となっており（図5）、日米の経済関係を反映し、毎年多くの意匠登録出願が両国間でなされているといえます。



出典：ID5 Statistics 2021

図5 2021年の日米における意匠登録出願状況

2018年6月、JPOとUSPTOは両庁間のこれまでの協力関係を確認するとともに、今後の更なる関係強化を目指して、意匠分野に関する協力覚書（MOC）を締結しました。これを踏まえ、意匠審査実務について両庁の相互理解の深化を図るため、2019年5月、米国において第1回日米意匠審査会合を開催し、両庁の意匠審査官の間で両国の意匠制度や審査実務等について情報交換を行いました。2021年10月には本MOCを更新し（写真6）、両庁が緊密な連携を継続することを確認しました。



写真6 更新されたMOCへの署名

5. 2 意匠五庁（ID5）の枠組みを通じた協力

2015年12月に、意匠制度及びその実務に関する国際的な連携を強化・推進するための協力枠組みとしてJPO、USPTO、OHIM（現EUIPO）、SIPO（現CNIPA）、KIPOの五庁が、意匠五庁（ID5）会合を創設し、意匠分野の国際協力が本格化しました。

ID5は、プロジェクト形式による相互協力の取組を行っています。これまで、JPOとUSPTOが共同で主導してきたプロジェクトには、2016年に採択された「意匠イノベーションのための効果的な保護手段としての部分意匠の比較研究」（部分意匠プロジェクト）と「意匠出願へのグレースピリオドの適用に関する比較研究」（グレースピリオドプロジェクト）、2018年に採択された「ID5推奨意匠実務に関する研究」（推奨意匠実務プロジェクト）の3つがあります。部分意匠プロジェクトとグレースピリオドプロジェクトは、それぞれのテーマについて、五庁における法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うものです。成果物として、各庁が適用する法令の規定や

審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書を作成し、2018年にID5ウェブサイトにおいて公表しました。推奨意匠実務プロジェクトは、意匠登録出願手続における方式要件の国際的な調和に向けて、意匠法条約(DLT)草案に基づく意匠実務をID5が国際的に推奨していくことを目指したものです。成果物として、日米韓がDLT草案に基づくID5推奨意匠実務を作成し、2019年にID5ウェブサイトにおいて公表しました。プロジェクトは継続中であり、現在では、DLTに含まれない項目で推奨可能な意匠実務の探求を進めています。

2022年10月には、JPOはUSPTOとともに、新たな協力プロジェクトとして、各庁における意匠登録表示制度(日本では、意匠法第64条に規定する意匠登録表示制度)の比較調査を行うとともに、将来の五庁共通登録意匠マークの策定・運用導入も視野に入れた「登録意匠に係る表示」を提案し、採択されました。

このように、JPOとUSPTOは、ID5の枠組みにおいても、意匠制度の発展のために緊密に連携しています。

コラム：現地駐在員の声 (NEDO シリコンバレー事務所 佐藤次長)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のシリコンバレー事務所の佐藤です。特許庁よりNEDOへ向かっております。

カルフォルニア州の北側のサンフランシスコ南部からサンノゼにかけてのエリアをシリコンバレーと言い、弊所はサンノゼ寄りにあり、現地での知的財産や産業技術に関する動向について、情報収集・調査等を行っています。

弊所は、USPTOの本部のあるワシントンDCとは遠く離れた西海岸にあるのですが、こちらでも、USPTOのregional office(地域支部)の1つであるシリコンバレー支部と情報共有・協力を行っています。

USPTOには、ワシントンDCにある本部に加えて、現在、4つの地域支部があるのをご存知ですか^(注)。広いアメリカですが、すべての州がこの4つの地域支部または本部にあるEast Coast outreach officeのいずれかの管轄下にあり、シリコンバレー支部は、カルフォルニア州、ネバダ州、オレゴン州、ワシントン州、アリゾナ州、アラスカ州、ハワイ州を管轄しており、教育、アウトリーチ、採用活動などを行っています。

NEDOシリコンバレー事務所では、シリコンバレーでホットな話題を中心に対面またはオンラインで知財セミナーを主催していますが、USPTOシリコンバレー支部からスピーカーをお招きし、日米の知財実務家の方々へ米国での実務の内容をお届けする機会も提供しています。弊所の知財セミナーにご興味を持っていただけたら、弊所や特許庁のホームページ(イベントページ)より、是非ご確認ください。

(注) 2022年12月29日に施行された「Unleashing American Innovators Act of 2022」の中では、3年以内に米国南東部にサテライトオフィスを開設することとなっています。



(USPTO シリコンバレー支部訪問の様子(右から2番目が佐藤次長))

6. おわりに

本稿では、JPO と USPTO との交流の歴史を振り返った上で、両庁間における特許、商標、意匠に関する取組を中心に採り上げました。しかしながら、本稿によって日米両国の知財当局間の接点を網羅的に記載できているわけではありません。

例えば、日米はともに WIPO の枠組みの中で様々な会合に参加しているほか、B+ 会合、G7、APEC 等、様々な枠組みを通じて共に議論に参加しています。

また、GATT ウルグアイ・ラウンドにおける TRIPS 交渉や、WIPO における特許調和条約交渉、特許制度調和を目的とした B+ 会合、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉等、様々な交渉の場においても、日米両国は意見を交わしてきました。

加えて、E コマースの進展により巧妙化する模倣品流通への対策においても日米両国は共に先進的な役割を果たしています。例えば、米国通商代表部が毎年公表しているスペシャル 301 条報告書は、新興国にとって知的財産保護の取組指針のひとつとなっています。JPO は、新興国におけるそのような取組を後押しすべく、日本国内の権利者とも協力しつつ各国知財庁・取締機関のキャパシティビルディング及び制度・運用改善を支援しています。そして、USPTO が消費者啓発のため 2020 年 11 月にタイで実施した啓発キャンペーン (Go for Real) においては、JPO も複数の日本企業とともに日本貿易振興機構 (JETRO) を通じて協力をしました。

USPTO をはじめとする米国政府機関との関係は、JPO にとって今後も引き続き重要なものであり続けると考えられ、各種枠組みにおいて様々な取組がなされていくことが予想されます。

(参考文献)

(1) 米国特許商標庁ウェブサイト

<https://www.uspto.gov/about-us/overview>

<https://www.uspto.gov/about-us/william-thornton>

(2) 米国国立公文書記録管理局ウェブサイト

<https://www.archives.gov/research/guide-fed-records/groups/241.html>

(3) 通商白書 2022

<https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2022/index.html>

(4) 工業所有権制度百年史 上巻

(5) 特許行政年次報告書 2022 年版

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2022/index.html>

(6) 高橋是清自伝 (上) (下) (中公文庫)

(7) 三極ウェブサイト

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeiou/new_web_announce.html

<https://www.trilateral.net/home>

(8) 五庁ウェブサイト

<https://www.fiveipoffices.org/home>

(9) 五庁統計報告書 2021 年版

https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/ip5_statistics-report.html

<https://www.fiveipoffices.org/sites/default/files/2023-01/IP5%20Statistics%20Report%202021.pdf>

(10) TM5 ウェブサイト

<http://tmfive.org/>

(11) TM5 Statistics 2021

<http://tmfive.org/tm5-statistics-2021/?red=>

(12) ID5 ウェブサイト

<http://id-five.org/>

(13) ID5 Statistics 2021

<http://id-five.org/wp-content/uploads/2022/11/ID5stats2021forUsers-1.pdf>

(原稿受領 2023.1.20)